

災害時要援護者避難支援計画に関するQ&A

1 災害時要援護者リストについて	
Q1	誰が管理するのか
	自主防災会の会長(区長)が管理してください。
Q2	どこで管理するのか
	公民館等の公共施設や自主防災会の会長(区長)宅で、関係者以外が簡単に見ることができないように管理してください。
Q3	コピーしてもよいか
	個人情報漏えいの危険性から、コピーはしないでください。避難行動要支援者(個別計画の作成が必要な方)の把握調査等で情報が必要な場合は、別の紙に書き写すなどして対応してください。
Q4	更新はどのように考えているのか
	年に1回の更新を、9月下旬に予定しています。新規対象者や不同意者に同意確認を行い、古いリストと引き換えに新しいリストをお渡しします。
2 避難行動支援者の把握調査について	
Q5	調査は誰が行うのか
	自主防災会の役員の方(会長、部長、防災リーダー、組長、班長、民生委員等)に行っていただきます。
Q6	避難行動要支援者か否かの判断は何を基準に行えばいいのか
	市では特に基準等を設けません。自主防災会で基準を作るか、あるいは対象者の希望により決めていただいても結構です。
Q7	何回訪問しても会えない場合はどうしたらよいか
	本計画は自主防災会に対して要援護者の避難支援を義務付けるものではありません。可能な範囲で対応してください。
Q8	訪問を断られた場合はどうしたらよいか
	要援護者リストに載っている方は、自主防災会への情報提供に同意をいただいた方です。次回から不同意者リストに変更しますので、介護福祉課(83-1463)にご連絡ください。

Q9	<p>聞き取りは対象者以外から行ってもよいのか</p> <hr/> <p>対象者の状況が分かる方であれば、本人以外からの聞き取りでも構いません。</p>
<p>3 個別支援計画の作成について</p>	
Q10	<p>いつまでに作成するのか</p> <hr/> <p>特に期限は設けていません。各区の自主防災会の計画に基づき作成してください。</p>
Q11	<p>様式は、このとおりでなければならないのか</p> <hr/> <p>区で独自の様式を作成しても構いません。この様式については、市のホームページからダウンロードできます。来年度からは、市から区長さんにお渡ししているデータに加えます。</p>
<p>4 個別支援計画の管理について</p>	
Q12	<p>誰が管理するのか</p> <hr/> <p>原本は自主防災会の会長(区長)、コピーは支援者がそれぞれ管理してください。</p>
Q13	<p>どこで管理するのか</p> <hr/> <p>原本は、公民館等の公共施設や自主防災会の会長(区長)宅で、他者が簡単に見ることのできないように管理してください。コピーは支援者宅で管理してください。</p>
<p>5 不同意者リストについて</p>	
Q14	<p>不同意者リストとはどういうものか</p> <hr/> <p>市が災害時の要援護者の対象者とした高齢者、障害者等のうち、区の自主防災会に氏名等の情報の提供について同意しなかった人のリストです。</p>
Q15	<p>なぜ不同意の人のリストを提供するのか</p> <hr/> <p>不同意の人の中には、災害時に自力で避難できない人もいると思われます。非常時には、生命の安全確保を個人情報の保護に優先させ、自主防災会に安否確認を行っていただきたいためお渡しするものです。</p>
Q16	<p>どのように管理するのか</p> <hr/> <p>区の公民館等で鍵を掛けることができる場所(金庫等)に保管してください。また、リストが入った封筒に記載してある取扱方法に従ってください。</p>

Q17	<p>いつ開封するのか</p> <hr/> <p>市から「避難指示」又は区民の安否の確認を求められた場合に開封してください。</p>
Q18	<p>開封した封筒、リストはどうするのか</p> <hr/> <p>安否を確認した後は、元の封筒に戻して、封をしてください。新しいリストとの交換(毎年9月)又は市から指示があるまで、開封前と同様の方法で保管してください。</p>
<p>6 その他</p>	
Q19	<p>要援護者の安否確認は、どの程度の災害から実行すればよいのか</p> <hr/> <p>区の判断に委ねます。(避難準備情報、東海地震予知情報、噴火警報レベル4(避難準備)発令時等)</p>

【問い合わせ先】
御殿場市役所介護福祉課
TEL 0550-83-1463